

災害に
備えて

情報を活用して 風水害から身を守ろう

これから雨の多い時期に入り、大雨や台風による洪水・土砂災害などが発生しやすい季節となります。風水害から身を守るため、大雨や台風など気象の変化に日頃から関心をもつようにし、防災マップなどで地域の避難場所や安全な避難経路を確認しておきましょう。

【市庁舎本館危機管理課 防災事業係 TEL0897-52-1283】

写真：平成16年の台風21号で崩壊した小松川の一本松橋

最新の気象情報で早めの対策を！

大雨や台風は、あらかじめ襲来時期や規模が気象情報などで予測できます。最新の気象情報をテレビやラジオ、インターネットなどで確認し、注意報や警報に注意を払ってください。

市では市内5カ所に雨量計を設置し、市のホームページで雨量状況をお知らせしています。また、河川の橋脚などに設置している量水標も降雨状況を知る上で参考になりますので、地域における消防団活動や自主防災活動での水防活動にご活用ください。



▲市のホームページの雨量情報の画面。

大雨警報が発令される時

大雨警報は、大雨によって重大な災害が起こるおそれがある場合に発令されます。具体的には、次のいずれかの条件に該当する場合です。

- 1時間雨量が平地で50ミリ以上、山地で60ミリ以上、総雨量が平地で90ミリ以上、山地で110ミリ以上になると予想される場合。
- 3時間雨量が平地で100ミリ以上、山地で150ミリ以上になると予想される場合。
- 24時間雨量が平地で200ミリ以上、山地で350ミリ以上になると予想される場合。

土砂災害についての防災情報を正しく理解し、避難路、避難場所をあらかじめ確認するなどの「日頃の備え」と、雨量情報や前兆現象などに注意して「早めの避難」を心がけてください。

県と市では、例年この期間中に土砂災害危険箇所パトロールを行い、危険箇所の点検や周辺住民への周知、啓発活動を行っています。
また、土砂災害防止法に基づく区域（下表参照）指定に向けて、県では市内の現地調査を行っています。土砂災害防止法とは、土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。

みんなで防ごう 土砂災害

6月1日～7日はかけぬれ防災週間

6月は土砂災害防止月間 防災対策強調月間



土砂災害危険箇所パトロールを実施

土砂災害警戒区域では…

◆警戒避難体制の整備
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

さらに土砂災害特別警戒区域では…

- ◆建築物の構造規制
想定される衝撃に対し、建築物が安全かどうか建築確認されます。
- ◆特定の開発行為に対する許可制
住宅地分譲や、老人ホーム・病院など災害弱者関連施設の建築を行う場合の開発行為には許可が必要です。
- ◆建築物の移転
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転などの勧告が図られます。なお、移転される方には融資や資金の確保などの支援措置があります。